

# 制度見直しに係る当面する課題

平成20年10月27日

社団法人 全国産業廃棄物連合会

# 基本的な考え方

- 産業廃棄物の処理は、バズを取り扱うものであり、適切な規制は必要不可欠なもの。
- 法規制は、関係者全てが十分理解できるよう明快かつ分かりやすいものであることが必須要件。
- この点から現行の廃棄物処理法制を見ると、極めて複雑かつ読みにくいものとなっている。
- こうした観点から体系の整理も含めて、**抜本的な見直しが必要**と考える。
- 一方で、上記見直しについては、かなりの時間を要するとも思われるので、以下、当連合会として現時点で考える**当面の課題**と、**これに対する要望**を述べさせていただきます。

# 産廃処理業の「構造改革」

- 数次にわたる廃棄物処理法の改正による規制強化
- 国及び地方公共団体による施策の展開
- 産業廃棄物処理業界をはじめとする関係者の対応努力・自主基準等

# 産業廃棄物処理業者の問題意識

- 不法投棄等を行う悪質業者の淘汰を進める等、  
大きな効果      全般的には高く評価

「規制強化」に重点を置いた構造改革

- 産廃処理業者の成長を阻害するなどマイナス  
の側面      効率的な3Rの推進等の重荷に

- 1971年以来40年弱を経て、廃棄物処理法が  
時代に不適合になっている面

# 現行制度等の具体的な課題と主な要望事項

- |                        |   |                                     |
|------------------------|---|-------------------------------------|
| 1. 県・政令市ごとの許可制度        | ⇒ | • 業許可の広域化                           |
| 2. 欠格要件・義務的許可取消        | ⇒ | • 業務性等に着目した要件の見直し等                  |
| 3. 地方公共団体の独自ルール(地方ルール) | ⇒ | • 必要性の乏しいルールの合理化等                   |
| 4. 手続きにしばられた経営         | ⇒ | • 機動的な経営を可能とする適切な規則                 |
| 5. 排出事業者の明確化           | ⇒ | • 建設工事に係る排出者定義を法的に明確化               |
| 6. 全ルートにわたっての法的確な執行    | ⇒ | • 特に自社処理への指導の徹底                     |
| 7. その他の問題              | ⇒ | • 経理的基礎の審査、安定型処分場、保管基準等の問題に対する適切な対処 |

# 要望事項(1) 「業許可の広域化」

効率的な3R、適正処理の推進のため広域処理が不可欠なケースも多いが

現行の産廃処理業許可制度では

1. 産廃処理収集運搬事業を全国展開するには107件(47都道府県 + 60政令市)の業許可が必要。さらに特別管理産業廃棄物も含めれば業許可は214件に。これらに5年ごとの更新、変更許可、変更届がついてまわることになる。
2. 許可にかかる審査は共通であり、県・市ごとの許可とする意味が理解できない。
3. しかも県・市ごとに独自の地方ルールがあり(後述)、事務負担が一層増大。

# 要望事項(1) 「業許可の広域化」(続)

- 許可手続きに係る業者の事務負担があまりに大き過ぎ、かつ、重ねて審査する意味はない。さらに都道府県・政令市においても、重複した事務・事業に多くの人・時間を使っていることになる。
- 新規許可、5年ごとの更新許可のみならず、変更許可、変更届に係る事務も官民ともに重複かつ膨大である。

(例) 役員の異動 全許可権者に変更届 全都道府県市で欠格要件に該当の有無の審査。

- 大臣許可あるいは本社所在地等のみの許可で全国展開できる等、業許可を広域化していただきたい。

# 業許可を保有するために必要な事務負担の例 (A株式会社の事例)

## A社が保有する業許可件数

収集運搬業 99件(普通産廃58件、特管産廃41件)

処分業 6件(普通産廃3件、特管産廃3件)

## 過去5年間の「更新許可申請」

申請に要した費用の総額(申請手数料、事務費、人件費、交通費等の合計)

1,750万円 うち申請手数料 791万円

申請件数 105件(収集運搬58件、特管収集運搬41件、処分3件、特管処分3件)

申請先の都道府県・政令市数 58件

## 過去5年間の「変更許可申請」

申請に要した費用の総額 267万円 うち申請手数料172万円

申請件数 24件(収集運搬11件、特管収集運搬13件)

申請先の都道府県・政令市数 15件

## 過去5年間の「変更届」

届出に要した費用 218万円(届出手数料は無料)

届出件数 816件

届出先の都道府県・政令市数 58件

変更届が必要となった事項 軽微な設備変更1件、車両変更11件、役員変更等<sup>8</sup>3件

## 要望事項(2) 「欠格要件・義務的許可取消の見直し」

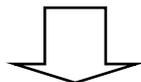
当業界から暴力団等の影響を排除することについては厳格に対処していただきたいものの、現行の欠格要件制度では

1. 業務性の有無に関係なく義務的に許可取消。
2. 許可取消後は、許可申請が画一的に5年間不可。
3. 法人が許可取消となれば、その原因にかかわらず一律に全役員、全大口株主等が欠格要件該当者となり、広範囲に影響し、他の法人にまで連鎖する等の問題がある。

- 「裁量的取消」を採用していただきたい。
- 「5年間申請不可」を原則撤廃していただきたい。
- 連鎖取消を原則撤廃していただきたい。
- 法人取消の際の役員等の扱いを合理的なものとしていただきたい。

## 欠格要件・義務的許可取消による歪み

- ある役員が業務と無縁な案件で、破産。 欠格要件に該当。
- 役員が欠格要件に該当すれば、ただちにその法人の許可取消となる(義務的許可取消、該当者の取締役解任をしても意味を認めず)。
- 法人が許可取消を受けると、その時の全役員(社外取締役、監査役も含む)、大口出資者、大口融資者は全て欠格要件該当者となり、以後5年間業を起こすことは不可となる。 欠格要件の連鎖



- 取締役会で決議した業務に伴うものならば、上記対応も当然かもしれないが、業務関連か否か、故意か過失かという一切の事情を考慮せず、さらに社外の者まで連鎖させる現行規定はあまりに過酷なもの。
- 環境ビジネスとして成長するためには、業務提携、資本提携、社外取締役の活用によるガバナンスの向上といった手段は不可欠であるところ、あまりにこうした方向を阻害する。

## 要望事項(3) 「地方ルール合理化」

### 現状の地方ルールの問題点

許可事務を取り扱う107の地方公共団体が、許可申請手続き等において、廃棄物処理法の規定の有無に関わらず、独自のルールを課しているケースが多い。

代表的な事例として、許可申請における「事前協議手続き」の上乗せの問題(住民同意の取得等)、不統一な申請書類様式・過剰な書類の問題、レンタル車両の利用にかかわる問題など。

- 地方ルールのうち、業者に対する過剰と思われる手続き等を廃止する等、合理化していただきたい。(環境省は強力な指導力を発揮するか法定するか等により整理を進めていただきたい。)

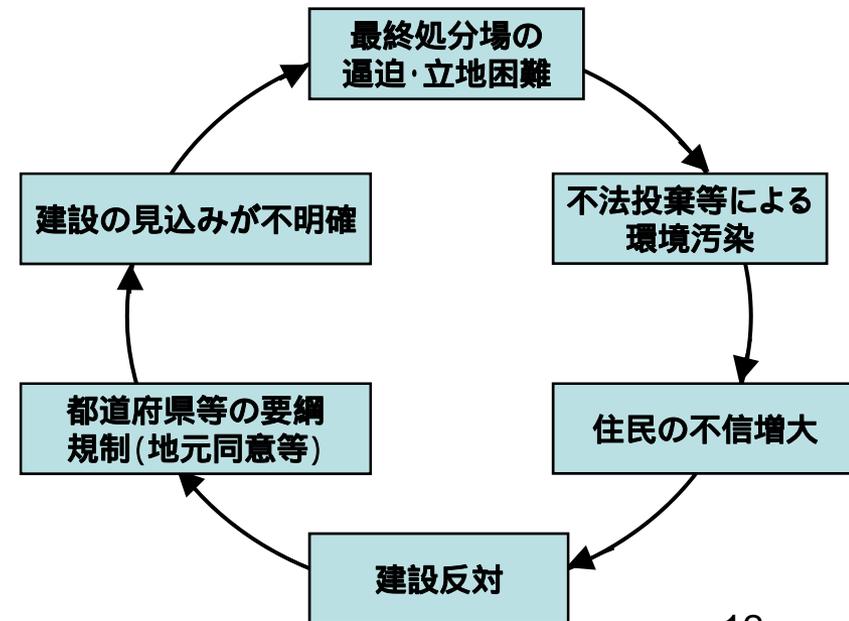
# 要望事項(3) 「地方ルール合理化」

許可申請における「事前協議手続き」の上乗せの問題(ここでは例として「住民同意取得」について記す)

- 施設設置に際し、関係住民の同意書を添付させる行政指導要綱はまだまだ数多い。(次頁)
- 平成9年改正を踏まえ厚生省(当時)では、要綱の見直しを要請したもののさしたる効果は上がっていない。

(「周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対処されたい。」旨の通知)

- 平成9年改正でキーコンセプトとされた「産廃処理をめぐる悪循環」はいまだ断ち切れていない。



# 住民同意書の添付を必要とする要綱の例

## A 県産業廃棄物処理指導要綱(抜粋)

### (目的)

この要綱は、A県生活環境の保全に関する条例(平成13年A県条例第7号)第94条の規定に基づき、産業廃棄物を処理する施設の設置について、必要な事項を定めることにより、適正な産業廃棄物の処理施設の確保と処理の推進を図ることを目的とする。 <中略>

**第8条** 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次の各号に掲げる者の同意書を得なければならない。ただし、地域の環境等の状況により、知事が必要と認めた場合には、同意書の取得範囲を変更することができる。

- (1) 隣接地(計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内)の土地所有者及び現に土地権利を有する者
- (2) 次に定める範囲内に居住する者(世帯主)及び事務所、店舗等の代表者又は責任者の総数の5分の4以上のもの
  - イ 政令第7条第14号イに規定する場所、同号ロに規定する場所でその面積が3,000㎡以上のもの及び同号ハに規定する場所でその面積が1,000㎡以上のものにおいて、計画地(ただし、産業廃棄物の処理施設の用に供する私道は除く。ロ、ハ及びニにおいて同じ。)の敷地境界から1,000メートル以内 <中略>

### 第9条 1項～3項略

4 前項の同意書は、往復はがきを使用することとし、次に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 処理業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地) <以下略>

# 要望事項(3) 「地方ルール合理化」

不統一な申請書類様式・過剰な書類の問題

- 不統一な様式例
- 車両写真の撮り方等の指示が許可権者により異なる例
- 業の許可申請に際し、排出事業者との契約書を求められた例
- 従業員の名簿提出を求められた例

# 不統一な様式の例

## (事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法)

### B 県様式

様式 3

#### 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額		円
内 訳	土地・建物等	円
	収集運搬車輛等	円
		円
		円

その資金の調達方法		
内 訳	自己資金	円
	借入資金	円

事業の開始にあたり、新たに資金を必要としない場合には、その理由

- (注1) 産業廃棄物処理業の開始にあたり要した資金の総額を記載する。  
 (注2) 金融機関の預貯金の残高証明書の添付を求められることがある。  
 (注3) 借入金がある場合は、金融機関名、借入額、返済期間、返済方法等を示す書類の提出を求められることがある。

### C 市様式

様式 10

#### 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳		金 額 ( 千 円 )		
事業の開始に要する資金の総額	土 地			
	事 務 所			
	収集運搬車両			
	積替保管施設			
調 達 方 法	自 己 資 金			
	借 入 金	借入金額		借入先
		借入残高		利率
		年間返済額		返済期限
そ の 他				
増 資				

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

○事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

# 車両写真の撮り方等の指示が異なる例

## D 県様式

記入例

### 車両の写真

車両の側面が全て収まるように写真を撮影すること。

既に産業廃棄物処理業の許可番号を有する申請者については、車両の両側面に①産業廃棄物収集運搬車、②氏名（個人で申請の場合）又は名称（法人で申請の場合）、③許可番号下6桁を表示した状態で撮影すること。

写真1（斜め前からの写真）

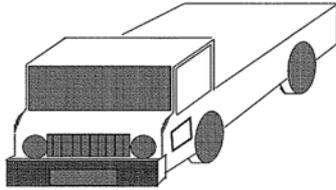
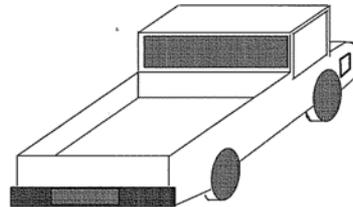


写真2（斜め後ろからの写真）



## E 県様式

(その3)

運搬車両の写真

自動車登録番号		車両の名称
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。（トレーラーの場合は後面の写真）</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。</li> </ul>	
	側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること。）。</li> </ul>

# 業の許可申請に際し、排出事業者との契約書を求められた例

## F 県産業廃棄物処理業許可事務関係取扱要領 (抜粋)

- 委託契約書の写し

更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に係る委託契約書の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、すべての許可品目を確認できる一部の事業計画に係るもののみの添付で構わないこと。





# レンタル車両の利用にかかわる問題事例

レンタル車両の利用が一応許されているものの、実際に利用することは困難な事例

## K市 許可申請の手引(抜粋)

### 施設使用承諾書(様式第三号)

- 申請者以外の収集運搬業者が収集運搬車両(船舶)として登録している車両(船舶)は、重複して登録できません。
- 申請者が車両の所有権(使用权)を有していない場合は、賃貸借契約書等を添付してください。船舶を借り受ける場合は、備船契約書の写しを添付してください。なお、「継続的に使用する権限を有すること」が許可条件となるため、許可期間と同じか5年以上の契約期間が必要です(自動更新が規定されている場合を除く)。
- 賃貸契約書等がない場合は、施設使用承諾書を添付してください。
- 專業用車両(緑ナンバー)は、『貨物自動車運送事業法』の規定により、車両の貸借はできません。

レンタル車両の利用が許されていない事例

## L県 許可申請の手引(抜粋)

- \*運搬に使用する車両は、申請者が使用権原を持っている必要があります。車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。使用権原があると認められるのは次の場合のみです。
  - ①自動車検査証の使用者が申請者と一致している場合
  - ②自動車検査証の使用者欄が空欄で、所有者と申請者が一致している場合(いずれの場合も申請時点で有効期間内であること。)
- ・レンタル車両(借受契約等で借りている車両)の登録は認めていません。
- ・コンクリート、鉋さい等を土砂等禁止の車両で運搬することは禁止されているため、申請されても登録できないことがあります。  
(根拠法：土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)

## 要望事項(4) 機動的な経営を可能とする 適切な規制へ

- 廃棄物の排出はコンスタントなものではない。特に建設系廃棄物の排出は量の変動が著しい。
- ピーク需要に効率的に対応するためには、運搬車両の一時的な借上げが不可欠。
- 現行制度では運搬車両は運搬施設とされ、その増減は施設の変更として届出を要するとされている。
- また、地方によっては長期の借上げ以外の借上げを認めないとする運用もある。
- 許可申請時と同種の車両の増減は届出不要とする等弾力的な経営ができる措置をお願いしたい。

# 要望事項(5) 「排出事業者責任の明確化」

## 現行の「元請責任」の問題点

1. 建設工事における排出事業者は、「原則として元請事業者が該当する」とされているものの、業務内容によっては、元請及び下請が排出者に該当する場合や、下請が排出者に該当する場合があることとされている。
2. 自らが排出者であると解釈した下請業者が、自社処理であるとして特段の手続きもとらず廃棄物の運搬・保管等を行い、不適正処理につながっているケースが多い。これには、自社処理となると厳格な法執行をためらいがちな行政側の対応の問題もある。

- 建設工事に係る廃棄物について、排出者定義を立法的に整理すべきである。

# 要望事項(6) 全ルートにわたっての法の公平かつ厳正な執行を

- 事業者自らが処理をする際、通常はなんの事前手続きも必要とされていない。
- したがって、廃棄物の運搬・保管等の処理をするにしても、場所等の情報はなく、監視も遅れがちとなる。
- くわえて、廃棄物処理基準や保管基準は法律上は事業者処理においても、許可業者処理においても等しく適用されているとはいいいながら、
  - 許可業者の場合には改善命令、措置命令だけでなく、事業停止命令や許可取消処分といった多様な手段が利用可能であるのに、
  - 事業者の場合は改善命令、措置命令だけであること等からか実際上の法の適用はかなり異なるものとなっていると感じている。
- 排出者定義が不明確こともあり、建設工事の下請け業者による自社処理と称しての不適正保管→放置がみられる一因となり、産業廃棄物処理についての不信感の増大を招いている。
- 廃棄物処理の信頼性確立のためにぜひ、公平かつ厳正な法執行をお願いしたい。

## 要望事項(7) その他

1. 業・施設許可における「経理的基礎」の審査
2. 安定型処分場の問題
3. 保管基準の問題

上記は基本的には政省令事項等であると考えるが、次頁以降の問題意識を持っている。

## (7-1) 業・施設許可における「経理的基礎」の審査

- 申請者、審査者とも、判断基準が明確でなく対応が困難となっている。（「将来にわたり経理的基礎が確実にある。」とすることを求めるならば、市場経済のもとでは本質的に不可能なことを求めていることになる。）
- 行政判断が司法により覆ることもあり、不安定である。
- そもそも認可事業でなく「禁止の解除」である産廃処理業許可・施設設置許可に、この条項が必要なのかとの疑問もある。
- せめて建設業法なみの「経理的基礎を有しないことが明らかでないこと」と整理できないか。

## (7-2) 安定型処分場問題

- 「可能性は否定できない」との論理で、司法により行政判断(許可処分)が否定される例がある。
- 平成11年以降、強化された基準のもとでの実態を評価の上、これらの不安に適切に対処されたい。
- もちろん強化された基準のもとでも問題が明らかになれば、必要な見直しを行うべきと考えている。

## (7-3) 保管基準問題

- 1.平成9年度の政省令改正により、当時問題を起こしていた建設廃棄物及び廃タイヤについて、処理施設での廃棄物の保管量上限規制が導入された。
- 2.その後、平成12年の政省令改正によって、保管量上限規制が全産業廃棄物に拡大されたが、これにより適切なりサイクルの実施等に支障をきたしている例がある。

# まとめ

- (社)全国産業廃棄物連合会としては合理性のある適切な規制が廃棄物処理のあらゆるルートに厳格に執行されることは健全な業運営の基礎であると認識。
- しかし、厳しい経済環境の中で自立した環境ビジネスとして持続性を維持するには経営基盤の強化が可能なソフトインフラ(法制度)が不可欠。
- さらなる3Rの推進や地球温暖化対策への貢献のためにもご配慮をお願いしたい。

ご清聴に感謝

(ご参考)

## (社)全国産業廃棄物連合会の概要・活動

### 連合会の組織

各県ごとに設立された 県産業廃棄物協会を会員とする連合会

正会員は47社団法人

各県協会に参加する企業会員数は約1.6万社

### 連合会の主な活動(数値は、平成19年度実績)

#### 適正処理の推進

##### マニフェストシステムの普及促進

番号管理されたマニフェスト用紙の頒布(建設系を含め3300万枚)

「マニフェストシステムがよくわかる本」の配布(5000部)

電子マニフェストの普及促進(説明会50箇所)

##### 地球温暖化対策

全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画を策定(2007.11)

地球温暖化対策推進のためのパネル、パンフレット、対策事例集を作成

##### 各種自主基準の策定等

感染性廃棄物処理自主基準

建設廃棄物処理自主基準

ダイオキシン対策焼却自主基準

産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル

産業廃棄物処理委託契約の手引きなどを策定、普及推進

# (社)全国産業廃棄物連合会の概要・活動(続)

## 人材及び優良事業者の育成の推進

許可申請等に関する講習会(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催)の実施協力

新規許可申請に関する講習会(収集運搬課程 154会場 1万6,749名 処分課程 28会場 1万2,723名)

更新許可申請に関する講習会(収集運搬課程 119会場 1万3,446名 処分課程 28会場 2,206名)

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会(158会場 2万2,909名)

## 産業廃棄物処理実務者研修の開催

基礎コース(12会場 1,459名)

## 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催

営業コース(5会場 92名)

現業管理コース(5会場 75名)

## 最終処分場関係研修会等の開催

最終処分場維持管理技術研修会(福岡市最終処分場等施設 2回 75名)

最終処分場維持管理マニュアル説明会(10回 653名)

## 労働安全衛生の取り組み

リスクアセスメント推進研修会(各県協会主催)の開催(参加企業2,931社 3,025名)

## 広報活動

「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催

産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行

## 組織活動

産業廃棄物処理業に関わる技術的あるいは制度的な課題等を検討する委員会(法制度、マニフェスト推進、教育研修、災害廃棄物対策、安全衛生)及び部会(収集運搬、中間処理、最終処分、医療廃棄物、建設廃棄物)の開催 等<sup>30</sup>